

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	抑留した犬の返還	
根拠条例等・条項	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例第13条第4項	
所 管 課	健康福祉局 保健所 動物指導センター	
審 査 基 準	<p>府条例第11条の規定により抑留した犬の返還申請手続き 申請は、収容・抑留犬返還申請書（府規則様式第11号）を提出して行う</p> <p>大阪府動物の愛護及び管理に関する条例第11条 知事は、第4条第1項の規定に違反して係留されていない飼い犬があると認めるときは、その犬を捕獲し、抑留することができる。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即日
	標準処理期間を設定できない理由	